

〒101 0054

東京都千代田区神田錦町1丁目1番6号 神  
田錦町ビル3階 大手町共同法律事務所

弁護士 伊東良徳 殿

事件番号 平成23年(受)第1941号

事件番号 平成23年(受)第1941号

上告人 A B

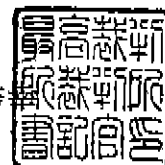
被上告人 ネオラインキャピタル株式会社、プロミス株式会社

## 口頭弁論期日呼出状

平成24年2月3日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 谷内 秀



頭書の事件について、口頭弁論期日が

**平成24年3月30日(金曜日) 午後4時00分**

と指定されましたから、同期日に当法廷に出頭してください。

当裁判所の所在地 〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

交通機関 地下鉄 永田町駅4番出口、半蔵門駅1番出口 下車徒歩5分

電話 03-3264-8111 (内線 2272・2273・2280・2281)

|            |   |
|------------|---|
| 裁判長<br>認 印 | 印 |
|------------|---|

| 調 書 (決定)   |  |
|--|--|
| 事 件 の 表 示  | 平成 2 3 年 (受) 第 1 9 4 1 号                 |
| 決 定 日  | 平成 2 4 年 2 月 3 日                         |
| 裁 判 所  | 最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷                      |
| 裁 判 長 裁 判 官<br>裁 判 官<br>裁 判 官<br>裁 判 官   | 千 葉 勝 美<br>古 田 佑 紀<br>竹 内 行 夫<br>須 藤 正 彦 |
| 当 事 者 等  | 別紙当事者目録記載のとおり                            |
| 原 判 決 の 表 示  | 東京高等裁判所平成23年(ネ)第2338号(平成23年6月22日判決)      |
| <p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文<br/>本件を上告審として受理する。</p> <p>第2 理由<br/>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たる。</p> <p style="text-align: center;">平成24年2月3日<br/>最高裁判所第二小法廷<br/>裁判所書記官 谷 内 秀 幸 印</p> |  |